

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
紀の川市	粉河地域 (中津川,藤井,中山,東毛,粉河,松井,中ノ才,猪垣)	2022/2/22	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	401ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	224ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	103ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	43ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体引き受け意向のある耕作面積の合計	9.3ha
(備考)	

2 対象地区の課題

地域全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。
 イノシシやアライグマ、カラスなどの鳥獣害被害が多い。
 定年退職後から親の農地を引き継いで農業を始める人が多いため高齢者が多く、作業効率向上のために農機具を導入しなければならないが、費用が高いため手が出せない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体に地域の農地を集約できるように、農地中間管理機構の活用を推進する。

後継者が決まっていないが土地条件の良い農地を持っている農業者に対して、これから農業を担っていく新規就農者に貸し出せるように周知をする。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

〈農地中間管理機構の活用方針〉
 市、農業委員会、JAなどの関係団体と連携して、農地貸付の意向把握などに努め、農地集約化のために農地中間管理機構の活用を推進していく。

〈鳥獣被害防止対策への取組方針〉
 地域における鳥獣害対策を強化していく。必要に応じて市が支援できるように努める。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		果樹	210 a	果樹	210 a	粉河
認農		水稲、果樹、露地野菜	129 a	水稲、果樹、露地野菜	129 a	粉河
認農		果樹	400 a	果樹	400 a	粉河、長田
認農		果樹	240 a	果樹	250 a	粉河、長田
認農		果樹	320 a	果樹	320 a	粉河、川原
認農		果樹	260 a	果樹	280 a	粉河、川原
認農		果樹	180 a	果樹	180 a	粉河、王子
認農		果樹	120 a	果樹	220 a	粉河
認農		水稲、果樹、露地野菜	205 a	水稲、果樹、露地野菜	255 a	田中、粉河
認農		水稲、果樹、施設野菜	126 a	水稲、果樹、施設野菜	126 a	粉河
認農		果樹、施設野菜	120 a	果樹、施設野菜	120 a	粉河
認農		果樹	120 a	果樹	200 a	粉河、長田
認農法		果樹、露地野菜	870 a	果樹、露地野菜	1140 a	池田、粉河、長田
認農		果樹、露地野菜	365 a	果樹、露地野菜	385 a	池田、粉河
認農		果樹、施設野菜、露地野菜	95 a	果樹、施設野菜、露地野菜	110 a	粉河、長田
認農		果樹	255 a	果樹	260 a	粉河
認農		果樹	187 a	果樹	242 a	粉河
認農		水稲、果樹、施設果樹、花き	290 a	水稲、果樹、施設果樹、花き	290 a	粉河
認農		果樹	125 a	果樹	142 a	粉河
認農		果樹	340 a	果樹	380 a	粉河
認農		果樹	218 a	果樹	228 a	粉河
認農		果樹	180 a	果樹	220 a	粉河
認農		果樹	192 a	果樹	192 a	粉河
認農		果樹	420 a	果樹	420 a	粉河
認農		果樹	335 a	果樹	335 a	粉河、川原
認農		果樹、花き	345 a	果樹、花き	355 a	池田、粉河
認農		果樹	220 a	果樹	220 a	粉河
認就		露地野菜、施設野菜	0 a	露地野菜、施設野菜	70 a	粉河
認就		施設野菜、露地野菜	0 a	施設野菜、露地野菜	30 a	粉河
認就		露地野菜、果樹	75 a	露地野菜、果樹	155 a	粉河
認農		畜産、露地野菜、果樹	100 a	畜産、露地野菜、果樹	100 a	粉河
認就		施設野菜	15 a	施設野菜	25 a	粉河
32人		7057 a		7989 a		

※認農：認定農業者/ 認農法：認定農業法人/ 認就：認定新規就農者

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
紀の川市	鞆渚地域 (上鞆渚, 中鞆渚, 下鞆渚)	2022/2/22	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	130ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	67ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	19ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.2ha
(備考)	

2 対象地区の課題

農業者の高齢化が進み、後継者不足や過疎化により地域全体の農業が危うい状況にある。
 鞆渚地域では黒豆の生産が多いが、農業者の高齢化に伴い、他の作物に変える人が増えている。
 中山間地に位置しているので、鳥獣被害が多くみられる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体や意欲のある農業者に農地集約を図る。

後継者不足や過疎化を改善するために、農業者の移住定住を推進する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

〈農地中間管理機構の活用方針〉

中心経営体や意欲のある農業者と後継者がなく農地を貸したい農業者をマッチングできるように農地中間管理機構の活用を推進するとともに関係団体の協力のもと、周知をする。

〈農業者の移住促進に対する取組方針〉

空き家バンクの活用と就農者の受入を結びつけるために、関係部署との連携を密にして、担い手確保に努める。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		果樹、露地野菜	98 a	果樹、露地野菜	106 a	狹渕
認農		露地野菜	40 a	露地野菜	53 a	狹渕
認農		果樹、露地野菜	225 a	果樹、露地野菜	225 a	狹渕
認農		果樹、露地野菜	220 a	果樹、露地野菜	220 a	狹渕
認農		果樹、露地野菜	143 a	果樹、露地野菜	143 a	狹渕
認農		果樹、露地野菜	158 a	果樹、露地野菜	290 a	狹渕
認農		果樹、露地野菜	155 a	果樹、露地野菜	160 a	狹渕
認農		果樹、露地野菜	150 a	果樹、露地野菜	180 a	狹渕
認就		露地野菜	0 a	露地野菜	40 a	狹渕
9人		1189 a		1417 a		

※認農：認定農業者/ 認農法：認定農業法人/ 認就：認定新規就農者

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
紀の川市	川原地域 (下丹生谷,上丹生谷,西川原,東川原,野上,馬宿)	2022/2/22	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	291ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	171ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	78ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	38ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.9ha
(備考)	

2 対象地区の課題

対象地域の中心経営体は果樹を栽培している農業者が多く、高齢化とともに作業の負担が多くなっており、大型農機具などで作業効率向上を図りたいがコスト面で導入できない農業者が見られる。
60歳以上の農業者の耕作面積は78haであるが、そのうち後継者がいない人の耕作面積は38.2haあり、担い手が不足している。
東川原地域では果樹栽培が盛んであるが、果樹を狙ったアライグマなどの被害が多くなっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

対象地区内の農地利用は、中心経営体や意欲のある農業者が中心に担う。

地域外から参入してくる農家の受け入れが可能な地区は、農地中間管理機構を活用して、担い手を確保する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

〈農地中間管理機構の活用方針〉

農業経営の規模を縮小する又はやめる農業者に対して、積極的に農地中間管理機構の活用の検討を勧め、利用するにあたって市及び農業委員会などの関係団体が周知をする。

〈新規就農者の支援方針〉

これから参入していく新規就農者に対して、必要に応じて市などの公的機関がサポートする。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		果樹	700 a	果樹	985 a	池田、粉河、王子、長田、川原
認農		果樹、施設野菜	155 a	果樹、施設野菜	235 a	川原、王子
認農		水稻、果樹、露地野菜、施設野菜	134 a	水稻、果樹、露地野菜、施設野菜	177 a	田中、川原
認農		果樹	53 a	果樹	80 a	川原、上名手
認農		果樹	181 a	果樹	181 a	川原、上名手
認農		果樹、露地野菜	172 a	果樹、露地野菜	185 a	川原、上名手
認農		果樹、露地野菜	120 a	果樹、露地野菜	120 a	川原、上名手
認農		果樹	105 a	果樹	105 a	川原
認農		果樹、露地野菜	190 a	果樹、露地野菜	220 a	川原
認農		果樹	133 a	果樹	150 a	粉河、川原
認農		施設果樹、果樹	228 a	施設果樹、果樹	268 a	川原
認農		果樹	170 a	果樹	170 a	川原
認農		果樹、露地野菜	260 a	果樹、露地野菜	345 a	川原、長田
認農		果樹	230 a	果樹	230 a	川原、粉河
認農		水稻、果樹	280 a	水稻、果樹	280 a	川原
認農		果樹	270 a	果樹	270 a	粉河、川原
認農		果樹	100 a	果樹	150 a	川原
認農		果樹	137 a	果樹	150 a	粉河、川原
認農		果樹	175 a	果樹	175 a	川原
認農法		果樹、露地野菜	310 a	果樹、露地野菜	370 a	川原、王子
認就		果樹	0 a	果樹	75 a	川原、安楽川
認農		果樹	110 a	果樹	200 a	田中、川原
認農		果樹	225 a	果樹	257 a	川原、長田
認農		果樹	113 a	果樹	132 a	池田、川原
認農		果樹	40 a	果樹	180 a	川原、上名手
25人		4591 a		5690 a		

※認農：認定農業者/ 認農法：認定農業法人/ 認就：認定新規就農者

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
紀の川市	長田地域 (松井,深田,嶋,別所,上田井,南志野,長田中,北志野,北長田)	2022/2/22	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	255ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	131ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	50ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	27ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.4ha
(備考)	

2 対象地区の課題

市外から農業者や農業法人を受け入れても地元住民との親和が難しい。
 農業者の高齢化に伴い、農地の維持管理ができなくなっている。
 60歳以上で農地を持っている人の面積が約50haある内、後継者が決まっていない農地は約26haあり担い手不足が深刻である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体は果樹栽培が多いことから、果樹園地を中心に農地の集約をする。

長田地域では、水稻が多く作付けされていることから、野菜などの初期投資が少ない作物に転換していくことで担い手を確保を推進する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

〈農地中間管理機構の活用方針〉

中心経営体や意欲ある農業者が希望する農地を見つけられるように、農地を持っており耕作されない地主が積極的に貸付できるように周知と啓発を推進する。

〈作物生産に関する取組方針〉

水稻などの土地利用型作物を収益性の高い野菜（トマト、キュウリなど）に転換すること推進する。

〈新規作物の導入方針〉

果樹などでも付加価値が高くなる作物を地域で育てられるように、必要に応じて市などの関係団体が相談にのる。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻、施設野菜、果樹	50 a	水稻、施設野菜、果樹	50 a	長田
認農		水稻、果樹	225 a	水稻、果樹	225 a	長田
認農		水稻、果樹	254 a	水稻、果樹	254 a	長田
認農		水稻、果樹	168 a	水稻、果樹	168 a	長田
認農		水稻、果樹、露地野菜	73 a	水稻、果樹、露地野菜	100 a	長田
認農		水稻、果樹、露地野菜、施設野菜	100 a	水稻、果樹、露地野菜、施設野菜	125 a	長田
認農		水稻、果樹	205 a	水稻、果樹	205 a	長田
認農		水稻、果樹、露地野菜	113.5 a	水稻、果樹、露地野菜	117.5 a	長田
認農		水稻、果樹、露地野菜	91 a	水稻、果樹、露地野菜	91 a	田中、長田
認農		水稻、果樹	105 a	水稻、果樹	105 a	長田
認農		水稻、果樹、露地野菜	108 a	水稻、果樹、露地野菜	108 a	池田、長田
認農		果樹、露地野菜	252 a	果樹、露地野菜	252 a	長田
認農		果樹	325 a	果樹	332 a	池田、粉河、長田
認農		水稻、果樹、露地野菜	141 a	水稻、果樹、露地野菜	141 a	長田
認農		水稻、果樹、露地野菜	245 a	水稻、果樹、露地野菜	360 a	粉河、長田
認農		果樹、露地野菜	230 a	果樹、露地野菜	245 a	田中、長田
認農		果樹、露地野菜	123 a	果樹、露地野菜	173 a	長田
認農		果樹	145 a	果樹	230 a	長田
認農		果樹	160 a	果樹	160 a	長田、竜門
認農法		露地野菜、施設野菜	180 a	露地野菜、施設野菜	300 a	池田、長田
認農		水稻、果樹、露地野菜、施設野菜	85 a	水稻、果樹、露地野菜、施設野菜	95 a	長田
認農		水稻、果樹、露地野菜	132 a	水稻、果樹、露地野菜	132 a	粉河、長田
認農		果樹	350 a	果樹	390 a	長田
認就		果樹	61 a	果樹	160 a	田中、粉河、長田
認就		施設野菜、果樹	100 a	施設野菜、果樹	135 a	田中、長田
認就		露地野菜	210 a	露地野菜	620 a	
26人		4231.5 a		5273.5 a		

※認農：認定農業者/ 認農法：認定農業法人/ 認就：認定新規就農者

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
紀の川市	竜門地域 (荒見,杉原,風市,勝神,遠方)	2022/2/22	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	362ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	195ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	75ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	31ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.7ha
(備考)	

2 対象地区の課題

樹園地が多いことからイノシシなどの有害鳥獣の被害が発生しており、その対策が必要である。
 農業者の高齢化が進んでおり、今後の担い手確保が急務である。
 耕作放棄地が増加しており、耕作放棄地の管理ができていないため、近隣の農地にも影響が出ている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

柿や柑橘を栽培している中心経営体が多いので、農業経営の規模を縮小する又はやめる農業者の果樹園地を農地中間管理機構を活用して、中心経営体が担う。

対象地域で農地中間管理機構に樹園地を出している地主と、樹園地を借入希望の農業者をマッチングできるように促進する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

〈農地中間管理機構の活用方針〉
 中心経営体や意欲のある農業者に、後継者がなく規模を縮小する農家の土地を借りてもらえるように農地中間管理機構への貸付を関係団体が推進していく。

〈新規就農者の支援方針〉
 新たな担い手として新規就農者の受入を推進する。新規就農者を受け入れるため、市などの公的機関は補助金や研修などの案内を必要に応じて行う。

〈鳥獣被害防止対策への取組方針〉
 地域における鳥獣害対策を強化していく。必要に応じて市が支援できるように努める。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		果樹	150 a	果樹	170 a	田中、竜門
認農		果樹	220 a	果樹	240 a	田中、竜門
認農		果樹	240 a	果樹	240 a	田中、竜門
認農		果樹	355 a	果樹	355 a	田中、竜門
認農		果樹	285 a	果樹	315 a	田中、竜門
認農		果樹	303 a	果樹	305 a	竜門
認農		果樹	208 a	果樹	208 a	竜門
認農		施設野菜、果樹	70 a	施設野菜、果樹	70 a	竜門
認農		露地野菜、果樹	165 a	露地野菜、果樹	245 a	池田、竜門
認農		果樹	95 a	果樹	120 a	粉河、竜門
認農法		果樹、露地野菜	500 a	果樹、露地野菜	700 a	竜門
認農		果樹	208 a	果樹	281 a	田中、竜門
認農		果樹、施設野菜	42 a	果樹、施設野菜	53 a	竜門
認農		果樹	250 a	果樹	300 a	田中、竜門
認農		果樹	220 a	果樹	250 a	竜門
認農		果樹	280 a	果樹	280 a	竜門
認農		果樹	390 a	果樹	430 a	竜門、安楽川
認農		水稻、果樹	409 a	水稻、果樹	409 a	竜門
認農		果樹	175 a	果樹	195 a	竜門
認農		水稻、露地野菜、果樹	160 a	水稻、露地野菜、果樹	160 a	竜門
認農		果樹	385 a	果樹	395 a	田中、竜門
認農		果樹	200 a	果樹	210 a	竜門、麻生津
認農		果樹	100 a	果樹	130 a	竜門
認就		果樹、露地野菜	0 a	果樹、露地野菜	98 a	長田、竜門
認就		果樹	85 a	果樹	200 a	竜門
認就		果樹	191 a	果樹	203 a	竜門
認農		水稻、果樹	260 a	水稻、果樹	360 a	竜門
認農		果樹	75.2 a	果樹	75.2 a	粉河、竜門
28人		6021.2 a		6997.2 a		

※認農：認定農業者/ 認農法：認定農業法人/ 認就：認定新規就農者

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
紀の川市	王子地域 (井田,東野)	2022/2/22	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	79ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	46ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	11ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.1ha
(備考)	

2 対象地区の課題

紀の川市全体で見ると中心経営体となる人が少なく、担い手不足が深刻である。
農業用道路が狭く、大型農機具などが入れないため、早急な整備が必要である。
農業者の高齢化に伴い、耕作ができない農地が増え、耕作放棄地となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体を増やして、農地を集約化するために、地域外からの新規就農者などを受け入れる体制を整備する。

一部の地域で圃場整備がされており、その地域は中心経営体を中心に農地の集約を進める。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

〈農地中間管理機構の活用方針〉

意欲ある農業者を中心に農地中間管理機構の活用を推進していくとともに、関係団体で耕作されていない農地所有者に農地中間管理機構の周知を徹底する。

〈耕作放棄地に関する取組方針〉

担い手が耕作放棄地を活用して耕作してもらうために、公的機関である市などが必要に応じて相談を受け、助成金などの案内や周知に努める。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		果樹	190 a	果樹	190 a	王子
認農		果樹、露地野菜	210 a	果樹、露地野菜	245 a	王子、上名手
認農		露地野菜	170 a	露地野菜	170 a	池田、王子
認農		果樹	230 a	果樹	230 a	粉河、王子
認就		水稻、露地野菜	107 a	水稻、露地野菜	180 a	粉河、王子
5人		907 a		1015 a		

※認農：認定農業者/ 認農法：認定農業法人/ 認就：認定新規就農者